

鳥取県耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度） 概要版

1 計画の概要

（1）目的

○建築物の耐震化を促進し、地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命と財産を守る。



（2）位置付け

○耐震改修促進法第5条第1項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

（3）計画期間

○令和8年度から令和12年度(5年間)

2 建築物の耐震化に関する目標等

（1）耐震化の現状・数値目標

① 住宅

○令和7年度末の耐震化率^(※1)は、87%程度となる見込み。

○県が独自に取り組む命を守る耐震対策^(※2)を適正に評価するため、耐震化(耐震改修)と減災化(命を守る対策)を組み合わせた「耐震対策率」として新たに設定。

○令和12年度の耐震対策率92%、令和17年度に耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とする。

※1 総務省住宅・土地統計調査の結果を基に国の推計手法により算出。

※2 段階的改修、居室単位改修、耐震シェルター・耐震ベッドの設置をいう。

| 実績値(R2末) | 現状値(R7末推計) | 目標値(R12末) | 目指す姿(R17末) | 【参考】国目標(R17末) |
|----------------------|----------------------|----------------------|------------|---------------|
| 85% (186千戸／220千戸) | 87% (193千戸／221千戸) | 92% (204千戸／222千戸) | 概ね解消 | 概ね解消 |

② 建築物

○令和7年度末の要緊急安全確認大規模建築物^(※3)の耐震化率は、81%となる見込み。

○令和12年度に耐震性が不十分なものを概ね解消することを目標とする。

※3 多数の者が利用する3階かつ床面積5,000m²以上の建築物等をいう。(県内対象建築物数: 21施設)。

防災拠点等で地方公共団体が指定する「要安全確認計画記載建築物」は、令和7年度末で耐震化が完了したため、新たな目標値の設定は行わない。

| 実績値(R2末) | 現状値(R7末推計) | 目標値(R12末) | 【参考】国目標(R12末) |
|------------------|------------------|-----------|---------------|
| 62% (13/21施設) | 81% (17/21施設) | 概ね解消 | 概ね解消 |

（2）対策目標

○以下の3つの方針で取組みを強化。

対策の方針

強化が必要な取組み

| | |
|----------------------|---|
| 方針1 住宅所有者への直接的な働きかけ | ○耐震化に係る直接的な啓発活動の更なる推進 ○住宅所有者へのフォローアップの強化 |
| 方針2 命を守る耐震対策の促進 | ○命を守る耐震対策支援の充実化 ○高齢者等への普及啓発 |
| 方針3 耐震化等に取り組みやすい環境整備 | ○市町村及び民間事業者・団体との連携強化 ○耐震化等を後押しするきっかけづくり |

3 耐震化の基本方針等

（1）基本方針

役割分担、連携のイメージ

○所有者等が耐震化に取組み(自助)、地域で助け合う取組み(共助)に対して、耐震化の費用負担軽減・技術支援、施設整備などの施策(公助)に取組む。

（2）役割分担

○県、市町村、県民及び建築関係団体は、役割を分担(※)して効率的に取り組むことで、住宅・建築物の耐震化を促進する。

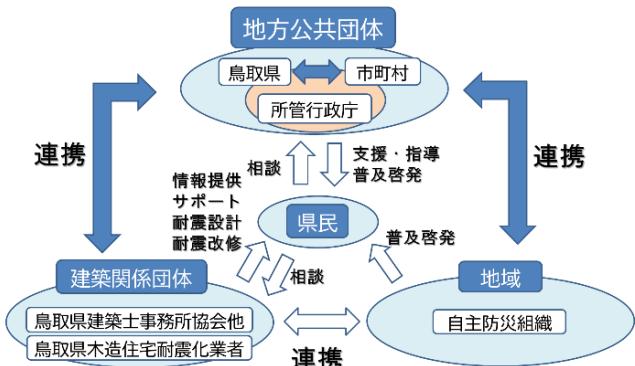
<※役割分担の概要>

県 民：自発的かつ積極的に耐震化に努める。

地方公共団体：耐震化の実施の阻害要因となっている課題の解決。

地 域：住民への防災知識の普及啓発等を実施。

建築関係団体：耐震化の促進を技術的な側面からサポート。



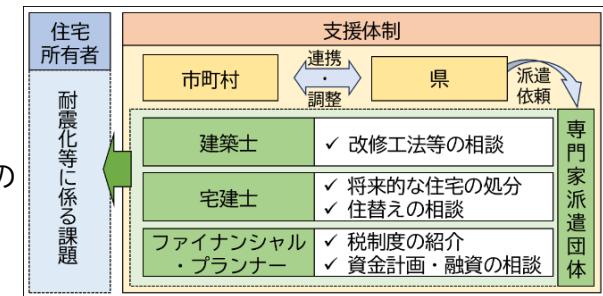
4 耐震化目標達成に向けて重点的に取り組む施策

方針1 住宅所有者への直接的な働きかけ

(1) プッシュ型意識啓発の推進(プッシュ型意識啓発:戸別訪問、説明会、DM配布など、住宅所有者に情報が確かに伝わる働きかけ)

○「耐震ケースマネジメント」によるフォローアップ

- ・戸別訪問等により耐震化に進めない住宅所有者の課題を把握。
- ・建築士等の専門家派遣による相談等のフォローアップの実施。



○地域の実情に応じた耐震化を促進する区域の設定

- ・木造住宅が密集するエリア等、特に住宅の耐震化を図る必要のある区域について、耐震化重点区域を設定。
- ・行政及び建築技術者による戸別訪問や説明会等の実施を促進。

○全ての住宅所有者へ直接に情報を提供

- ・固定資産税の通知書発行時に耐震補助制度の案内を同封。

耐震ケースマネジメントの実施イメージ

方針2 命を守る耐震対策の促進

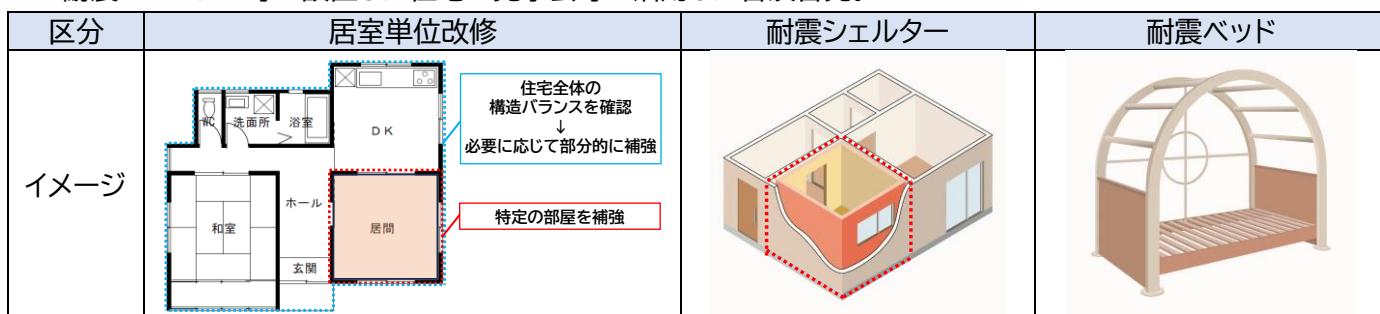
(2) 命を守る耐震対策の支援・普及啓発

○命を守る耐震対策を支援

- ・居室単位改修や耐震シェルター・耐震ベッド設置等の命を守る耐震対策を支援。

○高齢者、障がい者等の即時避難が困難な方に対する支援の強化

- ・戸別訪問や防災イベント等を通じた働きかけの実施。
- ・地方公共団体等の公的機関で一定の評価を受けた耐震シェルター及び耐震ベッドの情報提供を行う。
- ・耐震シェルター等を設置した住宅の見学会等を活用した普及啓発。

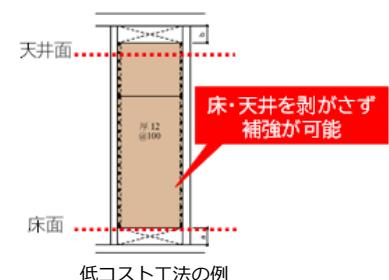


方針3 耐震化等に取り組みやすい環境整備

(3) 低コスト耐震改修工法の普及

○技術者の育成

- ・低コスト工法耐震診断ソフトによる安価な改修案の作成等に係る講習会を継続的に開催。
- ・鳥取県が認定した低コスト工法の実技講習を実施。



(4) 民間事業者や他分野と連携した支援体制の整備

○民間事業者と連携した支援

- ・建築関係団体等と連携し、技術的な相談に対応する窓口の開設、専門家派遣、技術者育成等の支援体制を構築。

○他分野の施策との連携

- ・健康省工法改修(Re NE-ST)に取り組む事業者と連携し、断熱改修等と併せて耐震改修を促進。
- ・不動産業者等が中古住宅を買取再販する際の耐震改修を支援。
- ・地域包括支援センター等を通じて高齢者等へ直接的な働きかけを実施。

(5) 耐震化等を後押しするきっかけづくり

○住宅のリフォーム等に伴う耐震化の推進

- ・診断から耐震改修までの一括実施を柔軟に支援し、手続きを簡素化・迅速化。
- ・耐震性が不足する住宅の建替えや除却の支援により住替えを促進。

○耐震化のきっかけとなるPRの促進

- ・民間事業者による耐震化に係る広報を支援。
- ・県内の耐震改修事例や改修費用の実績一覧を紹介する事例集を活用。
- ・耐震化の普及に協力する事業者の登録・公表。

○要緊急安全確認大規模建築物の所有者への継続的な働きかけ

- ・市町村と連携し、大規模な改修やバリアフリー改修等の機会を捉えた耐震化を促す。



(左：耐震改修事例集・右：PRのぼり旗)